

(関係法令等の略称)

0—1 この通達における関係法令等の略称は、それぞれ次による。

- (1) 関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 条）…………… 法
- (2) 関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）…………… 令
- (3) 関税暫定措置法施行規則（昭和 44 年大蔵省令第 39 号）…………… 規則
- (4) 関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）…………… 定率法
- (5) 関税定率法施行令（昭和 29 年政令第 155 号）…………… 定率法施行令
- (6) 関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）…………… 定率法基本通達

第 1 節 暫 定 税 率

(暫定税率を適用するバイオエタノール等の証明書の取扱い)

2—1 法別表第一 第 2207.10 号の 1 の(2)の B に掲げるエチルアルコール（エタノール）のうちバイオマスから製造したもの（エチルターシャリーブチルエーテルの製造の用に供するものに限る。）、同表第 2909.19 号に掲げるエチルターシャリーブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエタノールを原料として製造したものと及び同表第 39.01 項に掲げるバイオポリエチレン（以下「バイオエタノール等」という。）に係る令第 4 条第 1 項に規定する証明書（以下「証明書」という。）が、同項の規定により、その輸入申告（特例申告貨物（関税法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。以下この節において同じ。）にあっては、特例申告。以下この節において「輸入申告等」という。）の際に提出された場合の取扱いは、次による。

なお、当該証明書は、「エチルアルコール（エタノール）のうちバイオマスから製造したものと及びエチルターシャリーブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエチルアルコール（エタノール）を原料として製造したものの証明書の発給に関する省令」（平成 20 年経済産業省令第 28 号）第 2 条の規定又は「エチレンの重合体のうちバイオマスから製造したものの証明書の発給に関する省令（平成 31 年経済産業省令第 42 号）第 2 条の規定により経済産業大臣が交付することとされているので留意する。

- (1) 当該証明書に押なつされた経済産業大臣の印を確認する。
- (2) 当該証明書と「輸入（納税）申告書」（C—5020）又は「特例申告書（関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例申告書をいう。）」（以下この節において「輸入（納税）申告書等」という。）との対査確認は、次に掲げる方法により行う。

イ 証明書の「申請者」欄に記載された氏名等と輸入（納税）申告書等に記載された輸入者の氏名等との対査確認。

ロ 証明書の「輸入数量」及び「仕入書番号」欄に記載された事項と輸入（納税）申告書等に記載されているこれらの事項に対応する事項との対査確認。

- (3) 証明書に記載されたバイオエタノール等の全量について輸入申告等がされた場合は、証明書の余白部分に審査印（C—5000）を押なつし、輸入（納税）申告書等とともに保管するものとする。

なお、証明書に記載されたバイオエタノール等の一部について輸入申告等がされた

場合の取扱いは、次による。

イ 証明書及びその写しを輸入申告等の際に提出する。

ロ 証明書及びその写しの裏面に、当該申告に係る輸入（納税）申告書等の番号、輸入数量、当該証明書に係る輸入数量の残数量及びその他必要事項を記載する。

ハ 証明書及びその写しに、審査印（C-5000）を押なつし、証明書については申告者に返付するとともに、その写しについては、輸入（納税）申告書等とともに保管する。

ニ 当該証明書に係る輸入数量の全量について輸入通関が終了した場合には、当該証明書を最後の輸入（納税）申告書等とともに保管することとなるので留意する。

（石油化学製品製造用揮発油等の取扱い）

2—2 法別表第一第 2710.12 号の 1 の(1)の C 及び第 2710.20 号の 1 の(1)の C 並びに第 2710.12 号の 1 の(2)の B の(2)、第 2710.19 号の 1 の(1)の B の(2)及び第 2710.20 号の 1 の(2)の B の(2)並びに第 2710.12 号の 1 の(3)、第 2710.19 号の 1 の(2)及び第 2710.20 号の 1 の(3)に掲げる揮発油、灯油又は軽油（以下この項において「揮発油等」という。）から製造されるベンゼン、トルエン又はキシレン（以下この項において「BTX」という。）及び副産物であるラフィネート等（BTX 留分を含む抽出残油をいう。）が、ガソリン添加用として使用される場合においては、令第 5 条第 1 号又は第 6 条の規定に基づき、その使用相当量の揮発油等は軽減税率の適用対象から除外されるので留意する。なお、当該 BTX 及びラフィネート等の使用相当分の揮発油等の数量については、次により算出する。

(1) ガソリン添加用として使用された BTX に相当する揮発油等の数量

$$\text{ガソリン添加用として使用する BTX の数量} \times \frac{\text{ガソリン添加用として使用する BTX の比重}}{\text{揮発油等の比重}}$$

(2) ガソリン添加用として使用されたラフィネート等の混合物に相当する揮発油等の数量

$$\text{ガソリン添加用として使用するラフィネート等の数量} \times \left[\frac{\text{BTX の混合割合 (百分率)} - 3.0\%}{\text{[BTX の抽出不能分]}} \right] \times \frac{\text{ガソリン添加用として使用するラフィネート等の比重}}{\text{揮発油等の比重}}$$

(注 1) 数量については、いずれもリットル位未満の端数は切り捨てる。

(注 2) (2)における BTX の混合割合の百分率は、小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで算出する。

第 2 節 削 除